

補足
カナダ官報、Part I
2012年6月2日

環境省

産業排水中のシクロテトラシロキサン、
オクタメチルー（シロキサン **D4**）に関する
汚染防止計画の準備と実施を要求する告知

環境省

カナダ環境保護法、1999

産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチル（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の準備と実施を要求する告知

カナダ環境保護法、1999（以後「保護法」）のセクション 91 に準拠して、環境大臣は 2011 年 1 月 15 日にカナダ官報、Part I に、産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチル（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の準備と実施を要求する告知提案を公表した。

告知提案に関して何人も 60 日間の期間にコメントを申告する機会が与えられる；

環境大臣は受領したすべてのコメントを考察し；そして

この告知のリスクアセスメントの目的は、実施期間の終了時まで、準備年のレベルから告知の影響下にある全関連業者の合計水系環境へのシロキサン D4 排出量を、80 %削減することである、

告知はここに、保護法の Part 4 の条項に準拠し、環境大臣が告知のセクション 2 に記述された何人にも、保護法のスケジュール 1 中の有害性物質リストに特定された、シクロテトラシロキサン、オクタメチルに関する汚染防止計画の準備と実施を要求することを通知する。

汚染防止計画に関する更なる情報は、カナダ環境保護法、1999 の Part 4 の汚染防止計画条項：実施のガイドライン に記載されている。汚染防止と汚染防止計画に関連するこれらのガイドラインとその他の情報はカナダ環境省のウェブサイト www.ec.gc.ca/planp2-p2plan の「汚染防止計画」セクション中に記載されている。

PETER KENT
環境大臣

産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチル（シロキサン D4）に関する 汚染防止計画の準備と実施を要求する告知

1. 定義

本告知に適用される本セクション中の定義。

「保護法」はカナダ環境保護法、1999 (CEPA 1999)を意味する。

「暦年」は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する完全な 1 年のことである。

「D4」はシクロテトラシロキサン、オクタメチル、CAS 登録番号 556-67-2 を意味する。

「排水」は産業施設の最終排出地点で排出する工程排水を意味する。

「最終排出地点」は産業施設の所有者または作業者が、その地点以降は排水の品質に関して管理を実施し得ない、特定できる排出地点を意味する。

「大臣」は環境大臣を意味する。

「通常操業条件」は D4 の製造または使用に関連する、定期的または典型的な操業条件を代表する条件を意味する。

「告知」は産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の準備と実施を要求する告知を意味する。

「計画」は汚染防止計画を意味する。

2. 計画を準備し、実施することを要求される人物

(1) 本告知は、暦年 2011 年またはそれ以後に、下記基準のすべてに適合する、産業施設を所有するまたは操業する如何なる人物にも適用される：

(a) D4 または D4 を含む混合物を製造または使用し、製造または使用した D4 の暦年当たりの合計量が 100 kg 以上である；そして

(b) D4 または D4 を含む混合物を製造または使用した結果として、施設の何処かの最終排出地点から D4 を含む排水を排出する。

(2) 本告知はサブセクション 2(1)で特定された人物の後継者または指名者の何人にも適用される。

(3) サブセクション 2(1)にもかかわらず、告知は以下に該当する施設を所有するまたは操業する人物には適用されない

(a) 告知の公表された日またはそれ以降に、施設のすべての最終排出地点において、D4 を含む排水の濃度が 17.3 µg/L 以下である、排水を排出する；または

(b) 混合物中 1%未満の濃度として含有する、または、自動車用のゴム、電線絶縁、シールを含む固体物質中に、D4 を限定的に使用する。

3. 準備されなければならない計画に関連する活動

大臣は告知のセクション 2 で特定された、何人に対しても、下記の項目を通しての排水中への D4 の排出に関する計画の準備と実施を要求する

(a) D4 の製造；または

(b) D4 または D4 を含む混合物の使用。

4. 計画準備に際し考察すべき要因

大臣は告知のセクション 2 で特定された、何人に対しても、計画を準備する際に下記の要因を考慮することを要求する：

(1) D4 は保護法のパラグラフ 64(a)下で有害であると布告され、保護法のスケジュール 1 に追加されている。最終のスクリーニングアセスメント報告書では、D4 は直ちにもしくは長期に環境あるいは生物多様性に有害な影響を与えるあるいは与えるかもしれない量あるいは濃度あるいは条件で環境中に入り込む可能性がある。また最終スクリーニングアセスメント報告書は難分解性と生物蓄積性規制に設定された難分解性の基準に合致すると結論した。

- (2) セクション 2 で特定された人物に対する、達成と維持の削減目標は下記のどちらかである
- (a) 施設の最終排出地点の排水中の合計 D4 濃度が、希釈以外の方法により、17.3 µg/L 以下である；または
 - (b) 施設の最終排出地点において産業排水中に排出される D4 の合計量が、3 kg/年以下である。
- (3) サンプルングと分析は下記に記述されているように完了せねばならない：
- (a) サンプルは通常操業条件での最終排出地点における D4 最高予測濃度を代表するものであること；
 - (b) サンプルは各最終排出地点において毎年最低 4 回採取し、分析すること；そして
 - (c) サンプルの分析は分析の時点での良好な科学的方法として一般的に受け入れられている標準に従い、かつ時折改定される、国際標準化機構の標準 ISO/IEC 17025：2005 年のタイトル、試験と検定機関の力量に関する一般的な要件 (*General Requirements for the Competence of Testing and Calibration Laboratories*) 下のカナダ認証機関によって認証された試験機関において、実施されねばならない。サンプルの分析は認証はされていないが、最低下記の基準を満たす分析方法を使用する試験機関においてもまた実施することが可能である：
 - (i) 分析方法の検出下限値：2 µg/L
 - (ii) 精確度¹ (Accuracy)：30%
 - (iii) 精度² (Precision)：30%
- (4) 計画を準備するのに際し、告知に従う人物は汚染防止活動を優先すること。保護法セクション 3 で定義されている「汚染防止」(P2)は「汚染を引き起こしたり、廃棄物を作り出すことを防ぐまたは最小化し、環境またはヒト健康への総合的なリスクを削減する工程、方法、材料、製品、物質またはエネルギーの使用」を意味する。
- (5) D4 の代替物の使用は環境及びヒト健康リスクの削減または最小化を考慮せねばならない。
- (6) 計画と共に保管せねばならない追加文書は：
- (a) すべての最終排出地点の説明と地点（地図）；そして
 - (b) 施設の排水中の物質の量または濃度を増加させる可能性のある要因（例、技術のタイプ、人的要因、製造方法、一日の使用量）の説明
- (7) 計画の実施は、サブセクション 4(2)で設定された削減目標達成後の、最終排出地点におけるサンプルングと分析を含む 1 年間のモニタリングを含まねばならない。サンプルングと分析はサブセクション 4(3)で特定されたように実施せねばならない。
- (8) 大臣は準備と実施の期間を通して、リスクマネジメントの目的に適合し、告知のサブセクション 4(2)で設定した削減目標を達成しているかの効果を判断するために、告知の成果を測定する。このモニタリングは、規制を含む追加対策が必要かどうかについて決定するために、大臣によって考慮される要因の 1 つである。

¹ 訳者注：精確度、真の値からどれくらいずれているか

² 訳者注：精度、複数回の試験結果がどれくらい近いのか

5. 計画が準備されねばならない期間

(1) カナダ官報、Part I の公表日に告知に従う人物に対して、大臣は計画が 2013 年 6 月 1 日以前に準備され、実施が開始されることを要求する。

(2) カナダ官報、Part I の公表日以降、告知に従うことになる人物に対して、大臣は計画が告知に従うことになった日から 12 ヶ月以内に準備され、実施が開始されることを要求する。

6. 計画が実施されねばならない期間

(1) カナダ官報、Part I の公表日に告知に従う人物に対して、大臣は計画が 2017 年 6 月 1 日以前に実施されることを要求する。

(2) カナダ官報、Part I の公表日以降、告知に従うことになる人物に対して、大臣は計画が告知に従うことになった日から 60 ヶ月以内に実施されることを要求する。

7. 計画の内容

告知のセクション 2 で特定された人物は当該人物の計画の適切な内容を決定すること；しかしながら、計画は告知のすべての要件を満たさねばならない。計画はまた、告知のセクション 9 に参照される準備申告を申請するのに必要な情報を含み、告知のセクション 10 に参照される実施申告と、セクション 12 に参照される中間進捗報告書を申請するのに必要な情報を作成する力量を有していなければならない。

8. 計画を持続し、記録を保管するための要件

保護法のセクション 59 下に、告知のセクション 2 に特定された何人も、計画が準備されたカナダ内の場所に関連する場所に計画の文書を保管せねばならない。1 つ以上の施設に対し、単一の計画が準備された場合は、計画文書はそれぞれの場所に保管せねばならない。

告知のセクション 2 に特定された何人も、告知のセクション 6 に参照される期間に従い、計画と計画に関連する記録を最低 5 年間保管せねばならない。

9. 準備申告

保護法のサブセクション 58(1) 下に、告知のセクション 2 に特定された何人も、計画が準備されるべきセクション 5 に規定される、またはセクション 14 下に延長される期間の最後の 30 日間以内に、書面での「汚染防止計画が準備されており、実施される予定との申告—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 58(1)）」を申請せねばならない。当該申告は、大臣が提供し、告知のスケジュール 1 に設定されている情報を含む書式を使用して、提出されなければならない。数箇所の施設について単一の計画が準備された場合は、個々の施設について別々の準備申告が申請されねばならない。

10. 実施申告

保護法のサブセクション 58(2) 下に、告知のセクション 2 に特定された何人も、計画が実施されるべきセクション 6 に規定される、またはセクション 14 下に延長される期間の最後の 30 日間以内に、書面での「汚染防止計画が実施されているとの申告—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 58(2)）」を申請せねばならない。当該申告は、大臣が提供し、告知のスケジュール 5 に設定されている情報を含む書式を使用して、提出されなければならない。数箇所の施設について単一の計画が準備された場合は、個々の施設について別々の準備申告が申請されねばならない。

11. 修正申告の申請

保護法のサブセクション 58(3)下に、告知のセクション 2 に特定された人物が、告知のセクション 9 と 10 に参照される、準備申告または実施申告を申請する場合に、また申請後の何時であっても、申告が虚偽または誤解と判明した情報を含んでいる場合は、人物は告知のセクション 9 または 10 に参照される適切な書式を使用して、情報が虚偽または誤解となった時点の 30 日間以内に修正申告を大臣あて申請せねばならない。

12. 中間進捗報告書

告知のセクション 2 に特定された人物は、下記に示すそれぞれの期日かそれ以前に、大臣が提供し、告知のスケジュール 4 に設定されている情報を含む書式を使用して、書面での「中間進捗報告書 一産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知」を申請せねばならない。もし中間進捗報告書の期限以前に実施申告が提出された場合は、このような中間進捗報告書の提出要求は取り消される。

(1) カナダ官報、Part I 中に公表時点で告知の影響下にある人物、

- 中間進捗報告書 No. 1 — 期限：2014 年 7 月 1 日；
- 中間進捗報告書 No. 2 — 期限：2015 年 7 月 1 日；そして
- 中間進捗報告書 No. 3 — 期限：2016 年 7 月 1 日。

(2) カナダ官報、Part I 中に公表時点以降に告知の影響下になった人物、

- 中間進捗報告書 No. 1 — 期限：告知の影響下になった日付から 25 ヶ月；
- 中間進捗報告書 No. 2 — 期限：告知の影響下になった日付から 37 ヶ月；そして
- 中間進捗報告書 No. 3 — 期限：告知の影響下になった日付から 49 ヶ月。

13. 準備または実施計画の別の目的への使用

保護法のサブセクション 57(1)下に、人物は準備または実施された汚染防止計画を、告知のセクション 2 から 8 の要件を満たすために、別の目的で使用する事が出来る。保護法のサブセクション 57(2)下に、人物が告知のすべての要件を満たさない計画を使用する場合は、当該人物は計画がすべての要件を満たすように計画を修正するか、もしくはこれらの要件の残りを満たす追加計画を準備せねばならない。既存の計画を使用する人物も、やはり告知のセクション 9 に参照される準備申告、セクション 10 に参照される実施申告、告知のセクション 11 下の修正申告、また必要な場合は、セクション 12 下に要求される中間進捗報告書を申請せねばならない。

14. 期間の延長

保護法のサブセクション 56(3)下に、大臣が、計画を準備するために告知のセクション 5 に参照される期間を超えて更なる時間が必要であるとの意見である場合、または計画を実施するために告知のセクション 6 に参照される期間を超えて更なる時間が必要であるとの意見である場合、大臣は、書面での「期間延長の申請一産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 56(3)）」を申請した人物に対し、期間を延長することが出来る。当該書面申請は、大臣が提供し、告知のスケジュール 3 に設定されている情報を含む書式を使用して提出し、告知の適用されるセクション 5 またはセクション 6 に参照される期限以前に、または延長された期間の期限以前になされなければならない。

15. 考察すべき要因撤回の適用

保護法のサブセクション 56(5)下に、大臣が、人物が書面での「要因を考察する要件の撤回申請—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 56(5)）」を申請した際に、人物によって提供された理由に基づいた要因を考察することは、合理的でも実際のでもないとの意見である場合、大臣は、人物に対し告知のセクション 4 に特定される計画の準備中の要因を考察することの要件を、撤回することが出来る。当該書面申請は、大臣が提供し、告知のスケジュール 2 に設定されている情報を含む書式を使用して提出せねばならない。このような申請は告知のセクション 5 に参照される計画が準備される期限以前に、または延長された期間の期限以前になされなければならない。

16. 汚染防止計画に関する更なる情報

計画準備に関する追加情報とガイダンスは下記から入手できる

- カナダ環境省ウェブサイトの汚染防止セクション (www.ec.gc.ca/p2) ;
- カナダ環境省ウェブサイトの汚染防止計画セクション (www.ec.gc.ca/planp2-p2plan/) ;
- CEPA 環境登録 (Environmental Registry) (www.ec.gc.ca/lcpe-cepa) ;そして
- カナダ汚染防止情報クリアリングハウス (Canadian Pollution Prevention Information Clearinghouse) (www.ec.gc.ca/ccipp-cppic) 。

17. 告知参照コード : P2D4

管理目的のため、告知に関するカナダ環境省とのすべてのコミュニケーションは参照コード P2D4 と言及すること。

18. 公開情報と書式

環境大臣はカナダ環境省ウェブサイトの汚染防止計画セクションのスケジュール 1、4、5 の告知に対応して提出された情報を公開する考えである。

保護法のセクション 313 下に、大臣あて情報を提出する何人も、特定の情報が企業秘密として取り扱われることの書面申請を提出する権利を有する。このような申請を行う人物は申請理由を付与せねばならない。

告知は下記の書式を含む :

スケジュール 1 : 汚染防止計画が準備されており、実施される予定との申告—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 58(1)） ;

スケジュール 2 : 要因を考察する要件の撤回申請—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 56(5)） ;

スケジュール 3 : 期間延長の申請—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知（CEPA 1999 のサブセクション 56(3)） ;

スケジュール 4 : 中間進捗報告書—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知 ;そして

スケジュール 5 : 汚染防止計画が実施されているとの申告—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知 (CEPA 1999 のサブセクション 58(2))。

告知に参照されている書式（スケジュール 1 から 5）は告知の一部として公開されており、カナダ環境省のウェブサイト www.ec.gc.ca/planp2-p2plan に示されている汚染防止計画オンライン報告ツールを使用して、電子的に記入することが出来る。

スケジュール（1 から 5）の完了の方法に関するガイダンスは、カナダ環境省のウェブサイト www.ec.gc.ca/planp2-p2plan/default.asp?lang=En&n=51567C93-1 に示されている「スケジュール完了についての指示—産業排水中のシクロテトラシロキサン、オクタメチルー（シロキサン D4）に関する汚染防止計画の告知」を参照願いたい。

19. カナダ環境省のコンタクト先

告知についての技術的質問またはコメントは、下記あてコンタクトするか、質問を送付願いたい。

Bernard Madé
Director
Chemical Production Division
Environment Canada
351 Saint-Joseph Boulevard
Gatineau, Quebec
K1A 0H3
Telephone: 819-994-4404
Fax: 819-994-5030
Email: pgpc-cmp.dppc-cpd@ec.gc.ca

汚染防止計画についての更なる情報は、下記あてコンタクトされたい。

Innovative Measures Section
Regulatory Innovation and Management Systems
Environment Canada
351 Saint-Joseph Boulevard
Gatineau, Quebec
K1A 0H3
Telephone: 819-994-0186
Fax: 819-953-7970
Email: LCPEPlansP2-CEPAP2Plans@ec.gc.ca